

# 浅羽野中だより 「胡桃の木」 カラー版 No.14

学校教育目標 「学び 鍛え 思いやる」

～「浅中力」と身につけた生徒の育成～

令和5年9月14日 坂戸市立浅羽野中学校 校長 小林 正明

## 〔盛り上がった体育祭〕

順延となった浅羽野中学校第42回体育祭が、9月12日(火)に好天の下、1,3年生のみの参加となりましたが、滞りなく無事に終了いたしました。平日にも関わらず、大勢の保護者や来賓の



方々にご来校いただき、感謝申し上げます。ただ残念だったのは、コロナによる学年閉鎖のため、2年生が参加できなかったことです。実施については、コロナの感染状況や新人戦などの今後の日程、天候などを総合的に考えた苦渋の選択でしたが、3学年揃って実施したかったという気持ちは、生徒・教員・保護者や地域の方々と同じだったと思います。2年生は別日に行われる学年体育祭で、精一杯頑張ってもらいたいです。

今年の準備期間は猛暑や台風に悩まされたり、欠席が多く十分な練習が出来ないクラスがあったり、体育祭が順延になったりするなど、順調には行きませんでした。生徒の力で今年も大成功で終わることが出来ました。今年は団対抗ではなくクラス対抗という形になったのに加え、2つの学年だけの参加となるなど、体育祭自体が盛り上がるか心配していましたが、杞憂に終わりました。一人ひとりが参加種目に全力を尽くして



いる姿やクラスのテント下から一生懸命応援している姿に感動しました。そして競技と並行して、様々な係の仕事を自主的にしっかりとこなし、立派にその責任を果たしていた



生徒たちにも感心しました。初めて参加した1年生は、3年生の最高学年らしい頼もしく力強い姿に魅了されたのではないのでしょうか。3年生は本当に素晴らしいお手本を示してくれました。生徒一人ひとりが自分の役割を意識して、あらゆることに全力で取り組んだ体育祭。何より生徒のたくさんの笑顔が実に印象的だった1日でした。浅羽野中学校の生徒の素晴らしさを、大いに実感できた日となりました。

優勝クラス:3年1組、1年3組



# 知っておきたい「肖像権」のこと

埼玉県教育委員会

インターネット上には、日々さまざまな写真や動画が投稿されています。みなさんの中にもスマートフォンで写真・動画を撮影し、SNSなどに投稿することが日常的になっているという人がいるのではないのでしょうか。しかし、インターネット上に投稿される写真・動画には「肖像権」を侵害しているものも多く見られ、問題となっています。

## 「肖像権」とはどんな権利？

「肖像権」とは、許可なく自身の顔や体を撮影・公表されない権利のことで、誰もが持っている権利です。

無断で他人を撮影したり、他人が写った写真・動画をインターネット上に投稿したりすると、「肖像権」の侵害となる可能性があります。  
「肖像権」の侵害は犯罪ではないので、警察に捕まることはありませんが、被写体となった人物から損害賠償を請求されることがあります。



## 「肖像権」を侵害している可能性がある、インターネット上の投稿の例

- ・ 友だちを撮影したもの



仲のいい相手だからといって、無断で撮影したり、撮影した写真・動画をインターネット上に投稿したりしていいわけではありません。

撮影されるのが苦手だという人もいれば、撮影は大丈夫だけど、写真や動画をインターネット上に載せられるのは嫌だ、という人もいます。

他人を撮影し、その写真・動画をインターネット上に投稿する場合は、必ず「撮影」と「掲載」両方の許可を相手から得なくてはけません。

- ・ 外で撮影した際に、他者がはつきりと写り込んでしまったもの



他者が写り込んでしまった写真をインターネット上に投稿したいときは、スタンプやモザイクなどを使って個人が特定できないように加工する必要があります。



他人を撮影するとき、また撮影した写真・動画をインターネット上に投稿するときは、必ず相手の許可をとるようにしましょう。また、外で撮影する際は、写り込みに注意してください。